

野田市告示第 1 5 3 号

市税に関する文書の様式を定める規則（平成 1 7 年野田市規則第 5 号）の施行に関し必要な様式のひな型を別紙のとおり定め、令和 6 年 6 月 1 0 日から施行する。

令和 6 年 6 月 1 0 日

野田市長 鈴 木 有

固定資産使用者届出書

年 月 日

(宛先) 野田市長

届 出 人
住 (居) 所又は
所 在 地
氏 名 又 は 名 称
電 話 番 号

下記の固定資産を使用していることを届け出ます。
また、下記の固定資産について、地方税法第 3 4 3 条第 5 項の規定により固定資産課
税台帳に所有者とみなして登録することを承諾します。

(固定資産の表示)

区分	所在	地番又は家屋番号

(使用者 (代表者) の情報)

氏 名 又 は 名 称	フリガナ
住 (居) 所又は 所 在 地	
生 年 月 日	
電 話 番 号	

- ※ 電気・ガス・水道等を利用している場合、契約書かあるいは利用状況が確認できる書類の写しを添付してください。
- ※ 複数人で使用している場合 (家族など複数人で構成される世帯を除く) は、使用者全員が連帯して納税義務を負うこととなります。裏面に代表者以外の使用者を記入してください。
- ※ 賃料等の支払いがある場合は、契約書や賃料等支払いに係る領収書、払込明細書等 (写しでも可) を確認させていただき、賃料等の対価を受領し他者に使用させている者 (賃貸人) に課税することとなりますので、課税課までご相談ください。

【参考】地方税法第343条第5項（抜粋）

市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行つてもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。

（使用者（代表者以外）の情報）

氏名又は名称	フリガナ
住（居）所又は所在地	
生年月日	
電話番号	
氏名又は名称	フリガナ
住（居）所又は所在地	
生年月日	
電話番号	
氏名又は名称	フリガナ
住（居）所又は所在地	
生年月日	
電話番号	
氏名又は名称	フリガナ
住（居）所又は所在地	
生年月日	
電話番号	

固定資産の使用者を所有者とみなす制度の適用に係る事前通知書

第 号
年 月 日

様

野田市長

下記の固定資産について、地方税法施行令及び地方税法施行規則に規定する方法に基づき、探索を尽くしましたが、所有者の存在が明らかとなりませんでした。

つきましては、使用の実態や経緯等について十分な調査を実施した結果、地方税法第 3 4 3 条第 5 項に基づき、 様を所有者とみなして固定資産税課税台帳に登録し、 年度から固定資産税等を課税する予定ですので、通知します。

(固定資産の表示)

区分	所在	地番 又は家屋番号	地目 又は種類等	地積 又は床面積	登記名義人

【参考】地方税法第 3 4 3 条第 5 項（抜粋）

市町村は、相当な努力が払われたと認められるものとして政令で定める方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課することができる。この場合において、当該市町村は、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知しなければならない。